

第六三回

参第六号

母子保健法の一部を改正する法律（案）

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条」を「第二十一条」に、「第四章 雑則（第二十三条 第二十七条）」を

「第四章 費用（第二十二条 第二十三条の三）

第五章 雑則（第二十三条 第二十七条）」

に改める。

第一条中「医療その他の措置を講じ」を「栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、医療その他の措置を講じ」に改める。

第九条中「第十三条」を「第十二条」に改める。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

（健康診査）

第十二条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行わなければならない。この場合において、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対しては、毎年、期日又は期間を指定して行なうものとする。

（栄養の摂取に関する援助）

第十三条 市町村長は、妊産婦又は乳児若しくは幼児が栄養を適正に摂取することができるようにするため、政令の定めるところにより、栄養費の支給その他の援助をしなければならない。

（出産費の支給）

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、五万円から、当該出産につき健康保険法（大正十一年法律第七十号） 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号） 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。） 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号） 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）又は国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）の規定により支給される分べん費（配偶者分べん費を含む。） 出産費（配偶者出産費を含む。）又は助産費の額（国民健康保険法の規定により助産の給付が行なわれる場合にあっては、政令の定めるところによつて算定した当該給付の価額）を控除した額を限度とするものとする。

第十五条第一項中「その他の市町村」の下に「（特別区を含む。第二十一条から第二十二條の二までにおいて同じ。）」を加える。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十二条」に、「勸奨するものとする」を「勸奨し

なければならない」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(妊産婦の受診に関する援助)

第十七条の二 都道府県知事は、妊産婦が前条の勸奨に基づいて診療を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

第二十一条を削る。

第二十二条第一項中「設置するように努めなければならない」を「設置するものとする」に改め、同条を第三章中第二十一条とし、第四章を第五章とし、同章の前に次の一章を加える。

第四章 費用

(支弁)

第二十二条 第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条の二及び第二十条の規定により都道府県知事又は市町村長が行なう措置に要する費用は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の支弁とし、前条の規定により市町村が設置する施設の設置及び運営に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

(負担)

第二十二条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち第十三条及び第十四条の規定による措置並びに第二十一条の規定による施設の設置及び運営に要する費用について、その十分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、前条の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用のうち、第十条、第十三条、第十四条及び第十七条の二の規定による措置並びに第二十一条の規定による施設の設置及び運営に要する費用についてはその十分の八を、第十二条の規定による措置に要する費用についてはその三分の一を負担する。

(徴収)

第二十二条の三 第二十二条の規定により第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二条の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順

位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三条及び第二十四条中「第二十条」を「第十三条、第十四条、第十七条の二及び第二十条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(異議申立て)

第二十四条の二 第十三条又は第十四条の規定による処分不服がある者は、当該処分庁に異議申立てをすることができる。

(決定をすべき期間)

第二十四条の三 前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、異議申立てが棄却されたものとみなすことができる。

(異議申立てと訴訟との関係)

第二十四条の四 第十三条又は第十四条の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第二十五条中「市長が」の下に「第十七条の二又は」を加える。

第二十七条第二項中「第十条の規定による保健指導及び第十二条の規定による健康診査」を「第十条、第十二条及び第十七条の二の規定による措置」に改め、同条第三項中「第十条の規定による保健指導」を「第十条及び第十七条の二の規定による措置」に、「健康診査」を「措置」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年六月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正)

2 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「助産施設、」を削る。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十五条の二各号列記以外の部分中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、同条第三号中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、同項第四号中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第三十二条第二項中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第四十九条の二中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条、第二十四条」に改める。

第五十条第六号中「助産施設、」を削り、「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改め、同条第六号の二中「第二十二条及び」及び「助産施設又は」を削る。

第五十一条第一号中「第二十二条、」及び「助産施設、」を削る。

第五十六条の二第一項第二号中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に改める。

第五十八条の二中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第五十九条中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条若しくは第二十四条」に改める。

第五十九条の三中「第二十二条及び」を削る。

- 3 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「助産施設、」を削る。

- 4 この法律の施行前に出産し、引き続きこの法律による改正前の児童福祉法第二十二条の規定により助産施設に入所している者に関しては、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

- 5 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「及び健康診査」を「、健康診査及び栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、妊産婦の受診に関する援助、未熟児の保護、母子健康センター」に改め、「、未熟児」を削る。

理 由

母子保健の向上に資するため、出産費を支給するとともに、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、これらの者の栄養の摂取に関する援助及び妊産婦の受診に関する援助の強化を図り、並びに母子健康センターを必要に応じて設置するものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十五年度において約一千四百億円（平年度約一千七百億円）の見込みである。